

株式会社 山 大
定 款 (基-01)

第 1 章 総 則

第1条(商 号)

当会社は、株式会社山大と称し、英文では、Yamadai Corporation と表示する。

第2条(目 的)

当会社は、次の各事業を営むことを目的とする。

- 一. 都市開発、地域開発、海洋開発、環境整備、土地開発造成事業の企画、設計、施工、監理、請負
- 二. 建築工事、土木工事、および関連建設工事の設計、施工、監理、請負
- 三. 宅地の造成、販売、および建物の建築、販売
- 四. 木材、建材、林産品、建築資材の生産、加工、売買、輸入
- 五. 家具、室内装飾品、家庭用電気製品、厨房設備機器、冷暖房空調設備機器、給排水衛生設備機器等の建物設備機器類の売買
- 六. 不動産の保有、売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定
- 七. 信用保証、融資、融資斡旋
- 八. スポーツ施設、宿泊施設の保有、経営、賃貸
- 九. 山林の経営および売買
- 十. バイオマス、風力、太陽光の利用等による発電ならびに電気、熱の供給、売買に関する事業
- 十一. 前各号に関連する調査、研究、開発、マネージメント、およびコンサルティング業、ならびに代理、仲立、問屋業
- 十二. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を宮城県石巻市に置く。

第4条(機関の設置)

当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条(公 告)

当会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、420万株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

第10条(基準日)

当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第11条(招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第12条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第13条(決議要件)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第14条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

第16条(員 数)

当会社に取締役10名以内を置く。

第17条(選 任)

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第18条(任 期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第19条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第20条(取締役会)

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会

第21条(員 数)

当会社に監査役3名以内を置く。

第22条(選 任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第23条(任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第24条(常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第25条(監査役会)

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役の定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

第26条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条(剰余金の配当)

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第28条(自己株式の取得)

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第29条(配当金の除斥期間)

期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。